

一定面積以上の土地取引には届け出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届け出が必要です。

■届け出の対象となる面積

- *市街化区域 2千㎡以上
- *市街化区域以外の都市計画区域内 5千㎡以上
- *都市計画区域外 1万㎡以上

■届出者

土地の権利取得者(買主等)

■届出期限

契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

■提出書類

各3部

- *土地売買等届出書
- *土地売買等契約書の写し
- *土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- *土地およびその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
- *土地の形状を明らかにした図面
- *委任状(代理人が届け出する場合)

■罰則

届け出をしないと法律で罰せられることがあります。

◎届け出・問い合わせ先

小平町企画振興課企画振興係

☎0164-56-2111(内線207・208・289)

母子家庭等就業・自立センターについて

母子家庭等就業・自立センターでは、「職業相談」や「求人情報の提供」、「養育費の相談」、「離婚前相談」、「自立支援プログラムの策定」など、ひとり親(になる予定)の方に対しての各種支援を実施しております。センターへ直接訪問することが困難な場合、相談員による「オンライン相談」や「巡回相談」も可能です(要予約)。

以下、セミナー等のご案内です。

*令和4年8月25日(木)

弁護士による無料法律相談会
(旭川市ときわ市民ホール)

13:30~15:30(1人30分) 託児あり

*令和4年9月15日(木)

弁護士解説による養育費のはなし
(WEBオンラインセミナー)

14:00~15:00

※セミナー後、無料法律相談会を開催します。(1人30分)

詳しくは、小平町役場、各支所に設置しておりますチラシをご覧ください。下記へお問い合わせください。

◎問い合わせ先

〒070-0035

旭川市5条通4丁目旭川市ときわ市民ホール1階
社会福祉法人旭川市社会福祉協議会
母子家庭等就業・自立支援センター

☎0166-21-7181

e-mail:boshi@asahikawa-shakyo.or.jp

8:45~17:15

土・日・祝・年末年始(12/30~1/4) 閉庁

URL <http://www.asahikawa-shakyo.or.jp/single/>

ゆったりかんバス送迎運行表

8月の無料送迎バス運行日は
24日・31日[水曜日]

鬼鹿方面

停留所	時刻
鬼鹿小学校前	9:55
鬼鹿郵便局前	9:58
ローソン鬼鹿前	10:00
第1広富バス停	10:05
ゆったりかん着	10:20

臼谷・小平方面

停留所	時刻
臼谷寿の家前	10:35
小平町商工会前	10:38
吉田宅前	10:40
小平小学校前	10:42
ゆったりかん着	10:45

本郷・平和・寧楽・達布方面

停留所	時刻	停留所	時刻
※達布活性化センター前	11:10	旧本郷小学校前	11:30
旧寧楽小学校前	11:20	小平新興団地入口	11:35
平和共栄橋前	11:25	除雪センター前	11:36
富里ライスセンター前	11:26	ゆったりかん着	11:40

鬼鹿・臼谷・小平方面お帰り時刻 14:30

本郷・平和・寧楽・達布方面お帰り時刻 15:30

※達布活性化センター前は予約制といたします。達布支所(☎58-1111) またはゆったりかんフロント(☎56-9111)に運行日の午前9時までにお電話いただけた場合のみ送迎いたします。